

春の行政相談週間
5月17日(月)~23日(日)

「春の行政相談強調週間」は、行政相談制度について、広報および関係行事を積極的に実施し、広く理解を深めていただくものです。
毎日の暮らしの中で、役所などの仕事への苦情や意見・要望はありませんか。そのようなときは、行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が相談に応じています。相談は無料です。気軽にご利用ください。

相談内容 年金・保険、道路、郵便、登記、福祉等行政全般
行政相談員 堀江玲子(☎61-3866)
行政相談員 鈴木和子(☎21-2372)

松下美恵子(☎62-5657) 鈴木和子(☎21-2372)
高橋朝恵(☎63-6505)
「行政苦情110番」(総務省東京行政評価事務所) ☎0570-090110
インターネット:総務省のホームページ(http://www.soum.go.jp)

東京総合行政相談所(西武百貨店池袋店7階、休業日を除く毎日受付) ☎03-3987-0229
生活文化課(☎☎内線1412)

バリアフリーマップづくりのアンケートにぜひお答えください

市では、平成15年度に地域福祉普及推進懇談会を立ち上げ、市民、社会福祉協議会とともに地域福祉の普及推進のために具体的な方針について検討した結果、今年度、高齢者や障害者がまちに出る際に役立つ「バリアフリーマップ」を市民の手によって作ることにしました。そこで、市民の皆さんにとって役立つマップを作るために、アンケートを行います。ぜひアンケートにお答えください。

対象 市内在住・在勤・在学の方
アンケート用紙の配布と回答方法 配布場所:保谷庁舎1階総合案内、田無庁舎2階総合案内、出張所、公民館、社会福祉協議会事務局、ボランティア・市民活動センター、保谷・田無両障害者福祉センター
回答方法:配布場所に備え付けの回収箱に入れてください
郵送(〒202-8555 西東京市役所保谷庁舎保健福祉総合調整課あて)
電 子メール(市ホームページから)

回答期限 5月28日(金)まで
今後は、6月15日号の市報で、マップ掲載店舗の募集および調査ボランティアの募集を行う予定です。
市と社会福祉協議会では、バリアフリーマップづくりを通して、地域福祉を普及・推進していきます。市民の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。
保健福祉総合調整課(☎☎内線2313)

都営住宅(あき家)の入居者募集

今回の募集は、東京都から西東京市に割り当てられた「地元割当」の募集です。

申し込み対象 〆のすべてにあてはまる方
申込者本人が西東京市内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む)であること(外国の方については、在留資格等その他の要件が必要となります)
同居親族がいること。所得(同居親族に所得がある場合は合算)が定められた基準内にあること。住宅に困っていること。以上のすべてにあてはまる方
詳しくは、「募集案内」をご覧ください。

申込書および募集案内の配付と受付 配付期間:5月24日(月)~31日(月)
配付場所:保谷庁舎5階都市計画課窓口および田無庁舎2階展示ロビー、谷戸・中原・柳橋の各出張所(土・日曜を除く午前9時~午後5時)
申込 郵送で、6月2日(水)までに都市計画課に届いたものに限り受け付けます。
都市計画課(☎☎内線2422)

Q1 海外宝くじに当たったという通知がオーストラリアから届いたが、連絡先の電話番号が別の国名で記載されている不審。
Q2 現金400万円が相当額の高級乗用車が当選したというダイレクトメール(DM)が海外から届いた。信用できるか。

A 最近、海外宝くじに関する相談が増えています。幸運な候補者に選ばれた、当選確定などと、さも当選しているかのように記載されていますが、よく読むと高額賞金が当たる可能性のあるくじの購入を勧める目的であることがわかります。

消費生活相談Q&A
海外宝くじに当たった?

これは、購入から当選までの確認、当選金の受け取り方法など、詳細が不明なものがほとんどです。また業者の連絡先が海外で、私書箱しか記載されていないかたり、所在地の詳細が不明の場合も

あります。
このような勧誘に応じて申し込むと、問題解決は困難です。クレジットカード決済で申し込んだ場合、やめたいと連絡しても応答がなく、クレジットの引き落としだけが続くケースもあり、申し込むことにより個人情報が行われる可能性もあります。なお、日本国内での海外宝くじの販売取り次ぎ、授受は刑法第187条(富くじ発売等)に抵触します。
相談者には、申し込んだ覚えもないのに、当選した、当選確定などの甘い話に乗らないこと、信用できない相手にはクレジットカード番号・電話番号を絶対に教えないことを助言しました。
不明な点は消費生活相談室へお問い合わせください。
田無庁舎2階消費生活相談室(☎☎内線1413)、消費者センター消費生活相談室(☎25-4040)

無料市民相談

Table with 4 columns: 内容, 日時, 場所, 問合せ. Rows include: 一般市民相談, 法律相談(予約制), 人権・身の上相談(6月のみ予約制), 税務相談(予約制), 不動産相談(予約制), 登記相談(予約制), 表示登記相談(6月のみ予約制), 交通事故相談(予約制), 年金・労災・失業保険人事管理一般相談(予約制), 行政相談(6月のみ予約制), 行政手続き相談(予約制).

Table with 4 columns: 内容, 日時, 場所, 問合せ. Rows include: 消費生活相談, 住宅増改築相談, 動物相談, 子ども家庭相談(電話・面接), 母子相談, 身体障害者相談, 知的障害者相談, 教育相談, 女性相談(悩みなんでも相談(電話・面接), カウンセリング(予約制), からだの相談(予約制)), 電話医療相談(西東京市医師会), 電話歯科相談(西東京市歯科医師会).

▶予約方法 予約制の相談...5月17日(月)から電話、または来庁にて受け付けます。
相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。
事前予約の必要のない相談は、開始時間から相談会場で受け付けます。